

科学技術イノベーションによる地域社会課題解決(DSIGN-i)

FAQ

【目次：公募要領の構成順】

I はじめについて

問 1. 地域科学技術イノベーション推進委員会の最終報告書の内容を確認することは可能か。..... 4

II 申請主体等について

問 2. 一地方公共団体（都道府県・市区町村）あたり、また、一大学等あたりの提案数について制限はあるか。..... 4

問 3. 同一地方公共団体でまとめて提案した方が有利となるか。..... 4

問 4. 「地方公共団体等が設立・運営に深く関与する法人であって、公益性の認められるもの」で想定されるのはどのような組織か。..... 4

問 5. 市区町村が提案する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。..... 4

問 6. 複数の都道府県・市区町村が連携した案件が選定された場合、補助金はどの地方公共団体に交付されるか。..... 5

問 7. 市区町村が採択された場合、補助金は（都道府県経由ではなく）国から直接交付されるのか。... 5

問 8. 地方公共団体が申請主体となり、補助対象機関として地方公共団体の外郭団体（公益財団法人等）を指定することは可能か。その場合、当該団体に国から直接補助金が交付されるのか。... 5

問 9. 大学等が単なる研究シーズの提供者として本事業に参画する場合には、共同申請者になりえず、その場合の大学等は補助対象にもならないのか。..... 5

問 10. 参画する民間事業者が、補助対象機関となることは可能か。..... 5

III 支援対象内容について

問 11. 「若者（中高生、大学生等）の巻き込み」や「多様なステークホルダーの巻き込み」の意味するところは、若者や多様なステークホルダーが「リージョナルデザインチーム」を構成する主要メンバーになる必要があるのか、それとも同チームが主催する会議や活動等に出席するだけでも良いのか。.... 6

問 12. 「未来ビジョン」について、何か国として想定している特定の領域はあるのか。..... 6

問 13. 複数の「未来ビジョン」を設定する場合、それらの間で何らかの関係性があることが必要か。..... 6

問 14. 「課題の設定」に当たって、人文・社会科学の研究者や専門家等を交えた検討は必須か。..... 6

問 15. 「仮説の実証・実装」、「新たな課題への対応」が補助対象となるということはいつ頃分かるのか。6

問 16. 本事業期間中に、既に明確化された技術課題については、「仮説の構築・検証」だけを行うことは可能か。..... 7

問 17. 本事業期間中に、地域負担により「仮説の実証・実装」や「新たな課題への対応」までを行うことは可能か。..... 7

IV 申請内容及び提出書類について

【IV-1 申請内容関係】

問 18. 「リージョナルデザインチーム」は、本事業の申請前に設置しておく必要があるか。また、既存の地域の産学官連携の組織体を同チームとして位置付けても良いか。..... 7

問 19. 「リージョナルデザインチーム」の全てのメンバーを提案段階で決めておく必要があるのか。.....	7
問 20. 「リージョナルデザインチーム」を構成する人数に制限はあるのか（出来るだけ多くの者の参画を 募った方が望ましいのか、それとも絞るべきなのか）。.....	7
問 21. 「リージョナルデザインチーム」の事務局機能をどのような機関が担うことが望ましいのか。.....	8
問 22. 大学が「リージョナルデザインチーム」の事務局機能を担う時、一部の学部や研究科単位でその 役割を担うことは可能か。.....	8
問 23. 「統括プランナー」として想定されるのはどのような人物か。.....	8
問 24. 「統括プランナー」は、他の職と兼務することは可能か。.....	8
問 25. 「統括プランナー」候補者について、本人の内諾がまだ得られていない段階での提案は可能か。 .	8
問 26. 「統括プランナー」は複数いても良いか。.....	8
問 27. 事業推進体制に巻き込むべきステークホルダーはどのような主体や組織を想定しているのか。	9
問 28. 本事業での取組内容と科学技術イノベーションについて、どの程度の関連性が必要か。.....	9
問 29. 本事業での取組内容と地方公共団体における総合計画や長期ビジョンについて、どの程度の 関連性が必要か。.....	9
問 30. 「10 年後に地域が享受することを期待する価値や恩恵（ゴール）」は定量的に示す必要が あるか。.....	9

【Ⅳ-2 提出書類関係】

問 31. 国による支援は1年間であるのに、なぜ「概ね 10 年後に享受することを期待する価値や恩恵 （ゴール）」を提出書類に記載する必要があるのか。.....	9
問 32. 「他府省庁との連携」に関し、関連する事業への応募・採択状況については、どの時点での状況 を、どの程度網羅して記載する必要があるか。.....	10
問 33. 提出書類を提出した後、申請内容の事実関係の変更（所属等の変更）、または誤字等が 発覚した場合、提出書類を差し替えることは可能か。.....	10
問 34. 提出書類の様式 1－2 について、申請者が複数の場合はどのように記載すれば良いか。	10
問 35. 提出書類の様式 2－1 及び 2－2 で、申請内容の 1 つの項目でも記載が不足している 場合、ただちに審査対象外となってしまうのか。.....	10
問 36. 提出書類の様式 2－1 が 6 枚を超えてしまった場合、ただちに審査対象外となるのか。	10

V 支援期間

問 37. 本事業は何年間続ける予定か。.....	10
---------------------------	----

VI 公募期間等スケジュール

問 38. 募集開始後、事業説明会では聞けなかった質問や相談をすることは可能か。.....	11
問 39. 書面審査の結果はいつ頃分かるのか。.....	11

VII 審査方法・審査の観点

問 40. 採択予定件数は何件か。.....	11
問 41. 審査委員会の委員名は公表されるのか。.....	11
問 42. SDGs に関し、これまで取り組んできた地方公共団体の方が、選定において有利な扱いとなる のか。.....	11

問 4 3. ヒアリングはどのように行うのか。どのような者（どのような体制で）が何名で対応すべきか。.....	12
問 4 4. 不採択の場合の提出書類はどのように扱われるか。.....	12
問 4 5. 交付決定後、事業推進体制、ゴール、実施計画等の変更は一切認められないか。.....	12
問 4 6. 交付決定後の交付申請の変更手続きは、どういった場合に必要となるのか。.....	12

VIII 補助内容・地域負担

【VIII-1 補助内容関係（支援規模、補助対象経費）】

問 4 7. 補助金交付額は 2,000 万円を上限の目安としているが、これを超える額を申請することは可能か。どの程度の支援額を想定して実施計画を作成すべきか。.....	12
問 4 8. 補助金交付額が申請額を下回る場合があり得るのか。.....	13
問 4 9. 「仮説の構築・検証」を行う大学等への補助交付額の中に、ポスドクや博士課程学生の人件費を計上することは可能か。.....	13
問 5 0. 「リージョナルデザインチーム」の一員として活動する学生への活動に対する対価や旅費を支給することは可能か。.....	13
問 5 1. 補助対象機関である地方公共団体が、民間企業（イベント会社や調査機関等）に業務委託し、同企業から「統括プランナー」へ謝金等を支払うことは可能か。.....	13
問 5 2. 事業実施に当たって、補助支援額に対する人件費、事業実施費、設備備品費の割合の制限はあるか。.....	13
問 5 3. 本補助金を繰り越すことは可能か。.....	13
問 5 4. 国による他の補助金等を受けている事業に本補助金を充てることは可能か。.....	14

【VIII-2 地域負担関係】

問 5 5. 地域負担の支出が求められる場合に、それはいつ頃分かるのか。.....	14
問 5 6. 地方公共団体や大学の教職員の人件費は地域負担として認められるのか。.....	14
問 5 7. 地域負担は、「地域内外から国費と同等規模のリソース」とあるが、具体的にどういったものを想定しているのか。.....	14
問 5 8. 「地域内外から国費と同等規模のリソース（地域負担）」が用意できない場合は、補助金が地域負担と同額まで減額されるのか。それとも補助金は取消となるのか。.....	14
問 5 9. 補助金による支援が継続となった場合、全ての参画機関が地域負担をしなければならないのか。.....	15

IX 評価

問 6 0. 評価はいつ頃、どのように行う予定か。また、その結果（継続の可否）については、いつ頃明らかになるのか。.....	15
問 6 1. 文部科学省や外部有識者等によるモニタリングに対して、地域としてはどのような対応が求められるか。.....	15
問 6 2. 補助金による支援が継続となった場合、何年間、どの程度の国からの支援が得られるのか。...	15

X 申請方法

問 6 3. DVD 等の電子記録媒体で提出する場合、問合せ先に郵送もしくは直接持ち込むことは可能か。.....	15
--	----

I 「はじめに」について

問 1. 地域科学技術イノベーション推進委員会の最終報告書の内容を確認することは可能か。

可能です。以下の URL に掲載しております。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu16/010/houkoku/1414442.htm

II 申請主体等について

問 2. 一地方公共団体（都道府県・市区町村）あたり、また、一大学等あたりの提案数について制限はあるか。

提案数の制限は特段設けていません。

問 3. 同一地方公共団体でまとめて提案した方が有利となるか。

「リージョナルデザインチーム」が中核となり、「未来ビジョン」の実現に向けた仮説の構築と検証を繰り返しながら、実証・実装段階へとつなげていくという本事業の趣旨が達成できる提案内容かどうかを審査の際に判断することとなり、同一地方公共団体でまとめて提案することが特段有利とはなりません。

問 4. 「地方公共団体等が設立・運営に深く関与する法人であって、公益性の認められるもの」で想定されるのはどのような組織か。

例えば、地方公共団体が設置もしくは出資又は出えんを行っている一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む。）等（いわゆる第三セクター）や、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）による特定非営利活動法人（NPO 法人）等を想定しています。

問 5. 市区町村が提案する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。

その必要はありません。市区町村から直接申請することが可能です。

問 6 . 複数の都道府県・市区町村が連携した案件が選定された場合、補助金はどの地方公共団体に交付されるか。

補助対象機関は、1 申請あたり 2 機関を上限としていますので、地域内で補助対象とする地方公共団体を決めてください。

問 7 . 市区町村が採択された場合、補助金は（都道府県経由ではなく）国から直接交付されるのか。

採択された市区町村に国から直接交付されます。

問 8 . 地方公共団体が申請主体となり、補助対象機関として地方公共団体の外郭団体（公益財団法人等）を指定することは可能か。その場合、当該団体に国から直接補助金が交付されるのか。

可能です。その場合には、当該団体に対して国から直接補助金が交付されます。

問 9 . 大学等が単なる研究シーズの提供者として本事業に参画する場合には、共同申請者になりえず、その場合の大学等は補助対象にもならないのか。

共同申請者とはなりませんが、当該大学等を補助対象機関として指定されている場合には、補助対象となります。

問 10 . 参画する民間事業者が、補助対象機関となることは可能か。

原則、民間事業者が補助対象機関となることはできませんが、公募要領に掲げる大学等に該当する場合は、この限りではありません。

Ⅲ 支援対象内容について

問 1 1. 「若者（中高生、大学生等）の巻き込み」や「多様なステークホルダーの巻き込み」の意味するところは、若者や多様なステークホルダーが「リージョナルデザインチーム」を構成する主要メンバーになる必要があるのか、それとも同チームが主催する会議や活動等に出席するだけでも良いのか。

「若者」や「多様なステークホルダー」が「リージョナルデザインチーム」を構成する主要メンバーとなることは必須条件ではありませんが、地域の目指すべき将来像である「未来ビジョン」の達成に向けては、幅広くかつ多角的な視点による検討が必要であることから、多様な業種、分野、年齢層を巻き込んだチームづくり及び活動が望ましいと考えます。

問 1 2. 「未来ビジョン」について、何か国として想定している特定の領域はあるのか。

特段想定している領域はありません。地域の特色や置かれている現状、地域のニーズ等を踏まえた上で、当該地域独自の「未来ビジョン」を設定いただくことになります。

問 1 3. 複数の「未来ビジョン」を設定する場合、それらの間で何らかの関係性があることが必要か。

複数の「未来ビジョン」を設定した場合、それらの「未来ビジョン」間で矛盾が生じないことが求められます。

問 1 4. 「課題の設定」に当たって、人文・社会科学の研究者や専門家等を交えた検討は必須か。

課題解決につながる手段の明確化や当該手段の適用を考える上で、規制や社会制度上の課題、倫理的問題といったさまざまな課題が顕在化することが想定されることから、人文・社会科学の研究者や専門家等を交えた検討は必要です。

問 1 5. 「仮説の実証・実装」、「新たな課題への対応」が補助対象となるということはいつ頃分かるのか。

2020 年度当初予算が国会で可決・成立した後になります。

問 16. 本事業期間中に、既に明確化された技術課題については、「仮説の構築・検証」だけを行うことは可能か。

本事業の趣旨は「リージョナルデザインチーム」が中核となり、「未来ビジョン」の実現に向けた仮説の構築と検証を繰り返しながら、実証・実装段階へとつなげていくことに鑑み、本事業において、「仮説の構築・検証」のみ行うことは認められません。ただし、実施内容の一部において、既に明確化された技術課題については、「仮説の構築・検証」を行うことは可能です。

問 17. 本事業期間中に、地域負担により「仮説の実証・実装」や「新たな課題への対応」までを行うことは可能か。

可能です。本補助金を活用しない活動については特段制限を設けていません。

Ⅳ 申請内容及び提出書類について

【Ⅳ-1 申請内容関係】

問 18. 「リージョナルデザインチーム」は、本事業の申請前に設置しておく必要があるか。また、既存の地域の産学官連携の組織体を同チームとして位置付けても良いか。

申請前に設置する必要はありません。既存の組織体を同チームとして位置付けることも可能です。一方、本事業の趣旨や目的に鑑み、多様な業種、分野、年齢層のステークホルダーを巻き込んだチームづくり及び活動が望ましいとされることから、採択後、事業を実施していくに当たっては、既存の組織体やメンバーだけにとらわれず、地域内外から多様なステークホルダーを巻き込み、柔軟なチームづくりを心がけてください。

問 19. 「リージョナルデザインチーム」の全てのメンバーを提案段階で決めておく必要があるのか。

全てのメンバーを決めておく必要はありません。

問 20. 「リージョナルデザインチーム」を構成する人数に制限はあるのか（出来るだけ多くの者の参画を募った方が望ましいのか、それとも絞るべきなのか）。

「リージョナルデザインチーム」の構成人数について特段制限はありません。申請地域の規模や取組内容等により当該人数は異なるものと考えています。

問 2 1 . 「リージョナルデザインチーム」の事務局機能をどのような機関が担うことが望ましいのか。

地域の実情や「リージョナルデザインチーム」の想定されるメンバー構成等により、事務局機能を担う機関については異なるものと考えています。

問 2 2 . 大学が「リージョナルデザインチーム」の事務局機能を担う時、一部の学部や研究科単位でその役割を担うことは可能か。

一部の学部や研究科単位で担うことは可能です。

問 2 3 . 「統括プランナー」として想定されるのはどのような人物か。

本事業を推進していく上で、多様な業種、分野、年齢層のステークホルダーを地域内外から巻き込みながら、多様な意見やアイディアに耳を傾け、行動力や企画力を持ち、地域が目指すべき将来に向かって、熱意を持って地域を引っ張っていくことのできる人物を想定しています。

問 2 4 . 「統括プランナー」は、他の職と兼務することは可能か。

兼務は可能です。熱意を持って地域を引っ張っていくことのできる資質を備えていることが重要です。

問 2 5 . 「統括プランナー」候補者について、本人の内諾がまだ得られていない段階での提案は可能か。

申請内容で、「統括プランナー」の実績等を含めた適性についての詳細な記載を求めていることに加え、審査の観点でも、特に、「統括プランナー」の本事業に対する熱意を含めた適性・能力を重点的に審査することとしていることから、申請時には、「統括プランナー」候補者本人の内諾を得られていることが望ましいと考えます。

問 2 6 . 「統括プランナー」は複数いても良いか。

「統括プランナー」は「リージョナルデザインチーム」、ひいては本事業の代表者であることに鑑み、一人としてください。ただし、「統括プランナー」を支えるほかのメンバー（役職名は任意）については、複数置くことが可能です。

問 27. 事業推進体制に巻き込むべきステークホルダーはどのような主体や組織を想定しているのか。

地域の特徴や規模、本事業で取り組もうとしている内容に応じて、想定されるステークホルダーは異なるものと考えられますが、例えば、自然科学者、人文・社会学者に加えて、地域の中高生やシニア、ソーシャルイノベーションの創出に取り組むソーシャルイノベーター、社会起業家、地域課題解決に取り組む NPO 法人、地域の中核企業、ベンチャー企業、地域の金融機関等が想定されます。

問 28. 本事業での取組内容と科学技術イノベーションについて、どの程度の関連性が必要か。

取組内容と科学技術イノベーションについては、何らかの関連性が求められます。

問 29. 本事業での取組内容と地方公共団体における総合計画や長期ビジョンについて、どの程度の関連性が必要か。

公募要領 9 ページ目の地域の特徴（社会、歴史、産業、文化、風土、長年培ってきた技術や知識等）をよく踏まえた取組内容になっているかを判断するための参考にするため、何らかの関連性が求められます。

問 30. 「10 年後に地域が享受することを期待する価値や恩恵（ゴール）」は定量的に示す必要があるか。

定量的に示せる場合には、積極的に示してください。それが難しい場合には、定性的な記載でも差し支えありません。

【IV-2 提出書類類係】

問 31. 国による支援は 1 年間であるのに、なぜ「概ね 10 年後に享受することを期待する価値や恩恵（ゴール）」を提出書類に記載する必要があるのか。

現在（2019 年）から SDGs を達成すべき 2030 年まで 10 年間あり、SDGs 関連施策としての本事業においても、当該期間内に地域において、「未来ビジョン」を達成するとともに、当該ビジョン達成に向けた取組を地域で自走化させることを本事業の最終的な目的としています。このため、提出書類には、「概ね 10 年後に享受することを期待する価値や恩恵（ゴール）」を記載していただきます。その上で、地域における本取組による基盤（仕組み）づくりとなることを期待して、国が 1 年間支援します。

問 3 2. 「他府省庁との連携」に関し、関連する事業への応募・採択状況については、どの時点での状況を、どの程度網羅して記載する必要があるか。

申請時点において、本事業に関連すると思料される他府省庁の事業名（応募している事業及び既に採択されている事業の両方を含む）について、可能な限り幅広く記載をお願いします。なお、他府省庁の事業への応募・採択状況が審査の上で不利に働くといったことはありません。

問 3 3. 提出書類を提出した後、申請内容の事実関係の変更（所属等の変更）、または誤字等が発覚した場合、提出書類を差し替えることは可能か。

募集締切後の提出書類の差し替えはいかなる理由においてもできません。

問 3 4. 提出書類の様式 1 - 2 について、申請者が複数の場合はどのように記載すれば良いか。

行数を増やして全ての申請者について記載してください。

問 3 5. 提出書類の様式 2 - 1 及び 2 - 2 で、申請内容の 1 つの項目でも記載が不足している場合、ただちに審査対象外になってしまうのか。

ただちに、審査対象外になるということはありません。申請内容の項目は、基本的に、すべて記載していただくものと考えておりますが、申請内容のどの項目を、どの程度の分量で、提出書類の様式 2 - 1 及び 2 - 2 に記載するかも含め、提出書類は地域で戦略的に練っていただくことが重要です。

問 3 6. 提出書類の様式 2 - 1 が 6 枚を超えてしまった場合、ただちに審査対象外となるのか。

ただちに、審査対象外となるということはありません。しかしながら、申請内容の各項目について簡潔に記載することを求めていることから、6 枚を大幅に超える提案書類は望ましくありません。

V 支援期間

問 3 7. 本事業は何年間続ける予定か。

本事業の支援期間は 1 年間です。ただし、予算の状況によっては、1 年間にとどまらない継続的な支援へと発展する場合があります。しかしながら、継続的支援がどれくらいの期間になるのかについては、予算の状況次第であるため、現時点でお答えできません。

Ⅵ 公募期間等スケジュール

問 38. 募集開始後、事業説明会では聞けなかった質問や相談をすることは可能か。

5 月 24 日まで質問をメールで受け付けます。回答は随時ホームページに掲載します。電話や個別面談といった、メール以外による質問や相談等は受け付けません。また、5 月 24 日以降、及び審査期間中は、一切の質問や相談等を受け付けません。

問 39. 書面審査の結果はいつ頃分かるのか。

6 月下旬を予定しています。

Ⅶ 審査方法・審査の観点

問 40. 採択予定件数は何件か。

本公募では、数件程度を想定していますが、熱意ある「統括プランナー」を中心に地域一丸となって本気で「未来ビジョン」の実現に取り組もうとする地域を採択することとしているため、採択件数が予め決まっているものではありません。

問 41. 審査委員会の委員名は公表されるのか。

外部からの働きかけを防ぎ、公平・公正な審査実施のため、審査結果発表前までは委員名は非公表とし、審査結果の発表と同時に委員名を公表する予定です。

問 42. SDGs に関し、これまで取り組んできた地方公共団体の方が、選定において有利な扱いとなるのか。

「リージョナルデザインチーム」が中核となり、「未来ビジョン」の実現に向けた仮説の構築と検証を繰り返しながら、実証・実装段階へとつなげていくという本事業の趣旨が達成できる提案内容かどうかを審査の際に判断することとなり、SDGs にこれまで取り組んできた地方公共団体がただちに有利になることはありません。

問 4 3 . ヒアリングはどのように行うのか。どのような者（どのような体制で）が何名で対応すべきか。

ヒアリングを含む、審査の運用、方法等については、審査委員会が決定する審査実施に係る要領等に定め、対象となる申請主体に追って連絡します。なお、公募要領にも記載がありますように、審査の観点で「統括プランナー」の熱意を含めた適性・能力を重視するため、原則としてヒアリングには、「統括プランナー」にご対応いただくことを想定しています。

問 4 4 . 不採択の場合の提出書類はどのように扱われるか。

提出書類は返却しません。

問 4 5 . 交付決定後、事業推進体制、ゴール、実施計画等の変更は一切認められないか。

交付決定後の変更は認められます。ただし、変更の内容によっては、変更承認申請書をご提出いただく場合がありますので、個別にご相談いただくこととなります。

問 4 6 . 交付決定後の交付申請の変更手続きは、こういった場合に必要となるのか。

交付決定後の交付申請の変更手続きは、・事業の目的や内容を変更しようとするとき・経費の配分を変更しようとするときに必要となります。

Ⅷ 補助内容・地域負担

【Ⅷ-1 補助内容関係（支援規模、補助対象経費）】

問 4 7 . 補助金交付額は 2,000 万円を上限の目安としているが、これを超える額を申請することは可能か。どの程度の支援額を想定して実施計画を作成すべきか。

2,000 万円を超える額を申請することは不可能ではないですが、予算の制約上、交付額が申請額を下回る可能性が高いと考えられます。したがって、その場合でも事業が実施できるように地域内で予め調整しておくことが求められます。申請地域の規模や本事業で取り組みたい内容を踏まえた上で、必要な支援額を設定し、実施計画を練ってください。

問 4 8 . 補助金交付額が申請額を下回る場合があり得るのか。

本事業にとって必要不可欠とは言えない消耗品の購入や出張旅費等が見受けられた場合には、それらを除いた金額の補助金交付となることから、申請額を下回ることがあり得ます。また、予算制約上の理由で申請額が下回ることもあり得ます。

問 4 9 . 「仮説の構築・検証」を行う大学等への補助交付額の中に、ポスドクや博士課程学生の人件費を計上することは可能か。

本補助金の「人件費」の定義は、「雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うもの（社会保険料等事業主負担分を含む）」となっていることから、ポスドクや博士課程学生がこれに該当するものであれば、人件費として計上することは可能です。

問 5 0 . 「リージョナルデザインチーム」の一員として活動する学生への活動に対する対価や旅費を支給することは可能か。

公募要領に定める内容や取組を実施するために学生に対して支出される経費であれば可能です。

問 5 1 . 補助対象機関である地方公共団体が、民間企業（イベント会社や調査機関等）に業務委託し、同企業から「統括プランナー」へ謝金等を支払うことは可能か。

地方公共団体の規定に則って行われる業務委託であれば可能です。

問 5 2 . 事業実施に当たって、補助支援額に対する人件費、事業実施費、設備備品費の割合の制限はあるか。

特段制限は設けていません。

問 5 3 . 本補助金を繰り越すことは可能か。

本補助金を繰り越すことはできません。

問 5 4 . 国による他の補助金等を受けている事業に本補助金を充てることは可能か。

国や独立行政法人等による他の補助金等を既に受けている、若しくは、2019 年度に受けることが確定している事業には、本補助金を充てることはできません。一方で、事業実施に当たって、明確な役割分担の下、本補助金の活用に加え、国等による他の補助金等も活用することで、効果的な事業実施や相乗効果を生み出すことは、望ましいことですので、他の補助金等の活用もご検討ください。

【Ⅷ- 2 地域負担関係】

問 5 5 . 地域負担の支出が求められる場合に、それはいつ頃分かるのか。

2020 年度当初予算が国会で可決・成立した後に地域負担の支出の必要性が明らかとなります。

問 5 6 . 地方公共団体や大学の教職員の人件費は地域負担として認められるのか。

既に公費等で給与等を支払われている者の人件費に係る経費については地域負担として認められません。

問 5 7 . 地域負担は、「地域内外から国費と同等規模のリソース」とあるが、具体的にどういったものを想定しているのか。

公募要領に記載されている「地域負担に算入できる経費（例）」をご参照ください。地域負担は必ずしも、事業実施に当たり拠出した自己資金である必要はなく、各機関で既に人件費が措置されている者の本事業へのエフォートを地域負担として参入することも可能です。

問 5 8 . 「地域内外から国費と同等規模のリソース（地域負担）」が用意できない場合は、補助金が地域負担と同額まで減額されるのか。それとも補助金は取消となるのか。

国費と同等規模のリソースが確保できていないことをもって、ただちに補助金が減額されたり、また、補助金を取り消されることはありません。一方、地域において、本事業のような、イノベーション活動を通じて創造的に課題解決を試行し、社会的価値の創出に資する成功事例を積み上げていくニーズプル型の取組を自主的に展開していくためには、国費だけに頼らない、持続可能な仕組みづくりが重要です。したがって、毎年、国費と同等規模のリソース確保に努めてください。

問 5 9 . 補助金による支援が継続となった場合、全ての参画機関が地域負担をしなければならぬのか。

一部の参画機関による負担でも、地域全体として、国費と同等規模のリソースであれば差し支えありません。

IX 評価

問 6 0 . 評価はいつ頃、どのように行う予定か。また、その結果（継続の可否）については、いつ頃明らかになるのか。

評価は、支援期間終了前に、有識者により構成される評価委員会を設置した上で、公募要領に記載されている項目について、当該委員会で確認します。評価の運用方法等については、評価委員会が決定する評価実施に係る要綱等に定めます。支援継続の可否については、評価委員会での評価が決定し、2020 年度当初予算が国会で可決・成立した時点で明らかとなります。

問 6 1 . 文部科学省や外部有識者等によるモニタリングに対して、地域としてはどのような対応が求められるか。

モニタリングは、「リージョナルデザインチーム」の活動状況や「未来ビジョン」の設定、課題の設定、及び仮説の構築・検証に係る地域の取組状況を把握するために、実際に、文部科学省や外部有識者等が現地へ赴き、調査すること等を想定しています。本モニタリングの結果を評価を行う際の参考とさせていただきますので、地域として、評価に向けて本モニタリングにおいて、アピールすることが期待されます。

問 6 2 . 補助金による支援が継続となった場合、何年間、どの程度の国からの支援が得られるのか。

2020 年度予算の成立状況によりしますので、現時点でお答えできません。

X 申請方法

問 6 3 . DVD 等の電子記録媒体で提出する場合、問合せ先に郵送もしくは直接持ち込むことは可能か。

公募締切日（2019 年 6 月 7 日（金）12 時 00 分）までであれば可能です。